



武蔵野経営法律事務所

MUSASHINO Business & Law Office



事務所名	武蔵野経営法律事務所
代表	加藤 剛毅 (埼玉弁護士会所属)
住所	〒330-1116 埼玉県所沢市東町10番18号 グリーンビル4階
TEL	04-2936-8666 受付時間～20時



事務所サイト

<https://katogoki-lawyer.com/>



会社経営者様向け人事労務サイト

<https://musashino-roumu.com/>



企業経営者様向けページ

<https://katogoki-lawyer.com/corporation>



不動産経営者様向け特設ページ

<https://katogoki-lawyer.com/fudosan/>



社会福祉法人の経営者様向け特設ページ

<https://katogoki-lawyer.com/fukushi/>



武蔵野経営法律事務所

MUSASHINO Business & Law Office

弁護士×中小企業診断士の知識を活かして

社長にとっての「参謀」としてご活用ください

日常的な法律相談の他、各種労務問題、契約書、債権回収に対応いたします

企業経営者の皆様へ



弁護士×中小企業診断士
加藤 剛 氏
弁護士事務所
経営者支援会所属

武蔵野経営法律事務所代表弁護士・中小企業診断士の加藤剛氏と申します。日々、法人・企業のお客様の法律相談や経営相談をさせていただいております。企業法務と聞いてどんなイメージをお持ちでしょうか。企業法務とは、企業の事業運営に伴って発生する法的な問題に対応する業務を弁護士が担うことです。顧問弁護士制度を利用して企業に関するトラブルを事前に防止・解決することができます。また、経営コンサルタントの国家資格である中小企業診断士資格を保有しており、法的なアドバイスだけでなく、会社経営面のアドバイスもさせていただいております。当事務所では、多くの地元近郊の企業様と顧問契約を締結させて頂いており、日常的な法律相談の他、各種労務問題、契約書の作成、債権回収などに対応させて頂いております。まずはお気軽にご相談ください。

当事務所の業務内容

労務問題

従業員の労務問題は中小企業の経営にとって避けては通れない問題です。近年、労務問題はより複雑・多様化しています。こうした状況下において、一度でも対応を誤ると、場合によっては企業の存続にかかわるような事態も想定されますので、是非、お早めにご相談ください。

契約書

契約書は当事者間が対立する双方の当事者の法律関係を定めるものですが、当事者の関係を考慮に入れ、将来のトラブルを回避するような内容にするべきです。

債権回収

債権回収は初よりもスピードが大切です。相手方の返済能力がなくなれば、債権の回収は、事実上不可能となってしまいます。一度お早めにご相談ください。

その他、様々な法的な問題、経営的な問題を切り抜けております。詳細についてはお問い合わせください。

顧問契約の勧め

- 企業法務に関する日常の相談業務
- 企業経営上発生する紛争事案の解決業務
- 経営面でのアドバイス

弁護士としての中小企業法務の知見、中小企業診断士としての人事労務・人事管理の知見を活かし、社長にとっての気軽なご相談相手、「参謀」として法律面(渡り)だけでなく、経営面(攻め)においても依頼者様の企業経営を全面的にサポートいたします。

顧問契約

以下のチェックに当てはまる方は、顧問契約サポートをおすすめいたします。お気軽にご相談ください。

- いつでも相談できる「参謀」のような相談役をお願いしたい
- 法務や労務に関して、社長・人事担当での悩みが多い。専門弁護士にアウトソーシングしたい
- 会社の労務問題を全て見直し、「働き方改革」を実現したい
- 経営面のアドバイスが欲しい

以下は費用の目安となります。詳しくは弁護士までおねねください。

	士業プラン 経営法務アドバイザー 月額2万円	ライトプラン 月額3万円	スタンダード プラン 月額5万円	コンサルティング プラン 月額10万円
このような経営者の方にお勧め	法律相談ができる 弁護士が身近に ほしい	契約書作成等、 弁護士に依頼を お願いしたい	法務部の機能を 法律事務所 にお願いしたい	企業内に入って 法律面・経営面 のアドバイスが 定期的にほしい
月の対応時間の 目安	2時間	3時間	5時間	10時間
契約書の チェック・修正	△	○ (月1回まで)	○ (月2回まで)	○ (月4回まで)
契約書作成	×	○ (月1回まで)	○ (月2回まで)	○ (月3回まで)
弁護士名での 内容証明郵便の 作成	×	○ 月1回程度まで、 交渉は別対価	○ 月2回程度まで、 交渉は別対価	○ 月2回程度まで、 交渉は別対価
コンサルティング 業務 ※顧問料に 含まれる内容・項目は お問い合わせください	×	×	△	○
顧問弁護士表示 ※WEBサイトやパンフ レット等に活用いたします。	○	○	○	○
従業員の法律相談	相談料を10%割引し 対応致します	相談料を20%割引し 対応致します	相談料を30%割引し 対応致します	相談料を30%割引し 対応致します
就業規則	×	○ 添削アドバイス	○ 添削アドバイス	○ 添削アドバイス・ 就業規則と 社内責任にて作成(費用)
当事務所のセミナー	無料でお加 いただけます	無料でお加 いただけます	無料でお加 いただけます	無料でお加 いただけます
顧問契約外の業務	×	10%割引	20%割引	30%割引

※詳細につきましては、お気軽にまでおねねください。

※従業員の法律相談は、良社と利益相反が起らない内容に限ります。例えば従業員の方から一従業員案件(相談など)について、報酬発生の一環として従業員の方から直接弁護士に相談いただけます。